

公益財団法人大分県奨学会大学奨学金貸与規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県奨学会（以下、「当会」という。）定款第4条第1項及び第2項の事業を行うため、大学奨学金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 大学奨学金は、学校教育法第1条に規定する大学（通信により教育を行う課程、別科、専攻科及び大学院を除く。）に在学し、優秀な資質を有しているが経済的理由により修学困難な者で、その保護者等が大分県内に住所を有するものに貸与する。

(奨学金の貸与期間及び金額)

第3条 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修業期間とする。

2 前項の期間中に貸与する奨学金の額は、次のとおりとする。

(1) 国立又は公立の短期大学

(自宅通学) 月額 39,000 円 (自宅外通学) 月額 43,000 円

(2) 私立の短期大学

(自宅通学) 月額 45,000 円 (自宅外通学) 月額 51,000 円

(3) 国立又は公立の大学

(自宅通学) 月額 39,000 円 (自宅外通学) 月額 43,000 円

(4) 私立の大学

(自宅通学) 月額 46,000 円 (自宅外通学) 月額 54,000 円

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学生願書の提出)

第4条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した奨学生願書に理事長が定める書類を添えて、理事長に提出するものとする。

2 連帯保証人は2名とし、1名は奨学生志望者の父母兄弟又はこれに代わる者とし、1名はこれ以外の者とする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、評議員及び学識経験者をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、連帯保証人（父母兄弟又はこれに代わる者）及び奨学生志望者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず奨学生の補充採用の選考については理事長が行うものとする。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、年3回に分けて交付することを常例とし、特別の事情があるときは、これによらないで交付することができる。

2 奨学金の交付は、理事長が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預金口座に振り込む方法により行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、当該年度の交付額の総額を記載した奨学金受領書を当該年度の末日までに提出しなければならない。

(学業成績及び所得状況の報告)

第8条 奨学生が、翌年度も引き続いて奨学金の貸与を希望するときは、その前年度までの学業成績証明書及び所得状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに届け出なければならない。この場合、第3号及び第4号の規定による連帯保証人に係る届出については、当該連帯保証人と連署するものとする。

- (1) 休学、復学、転学若しくは退学したとき、又は3ヵ月以上欠席し若しくは欠席するとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 奨学生又は連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業その他の重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止及び停止)

第10条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。
2 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止することができる。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その理由がなくなり、在学学校長の証明を得て奨学金の交付を願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込がなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学生となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

2 前項の申し出があったときは、奨学金の交付を廃止する。

(奨学金借用証書の提出)

第14条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、奨学金借用証書を作成し、連帯保証人と連署のうえ、直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業若しくは終了し、又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 前2条の規定により奨学金の交付を廃止されたとき。

(奨学金の利息)

第15条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第16条 奨学生が、第14条各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた奨学金を半年賦又は月賦で返還しなければならない。

この場合において、奨学生（奨学金の貸与が終了している場合は、奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。））。以下この条において同じ。）は、貸与を受けた奨学金を繰り上げて返還することができる。

2 前項の返還は原則として奨学生が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。

ただし、特別な事情があるときは、本会の発行する返還払込通知書により納付することができる。

3 第1項に規定する半年賦又は月賦の返還額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の半年賦の額又は月賦の額欄に掲げる額とする。

貸与を受けた奨学金の総額	半年賦の額	月賦の額
100,000円以下	10,000円	月賦の額は、半年賦の額の6分の1以上の額とする。
100,000円を超え 200,000円以下	15,000円	
200,000円を超え 300,000円以下	20,000円	
300,000円を超え 500,000円以下	25,000円	
500,000円を超え 700,000円以下	30,000円	
700,000円を超え 800,000円以下	35,000円	
800,000円を超え 1,000,000円以下	40,000円	
1,000,000円を超え 1,200,000円以下	45,000円	
1,200,000円を超え 1,400,000円以下	50,000円	
1,400,000円を超え 1,600,000円以下	55,000円	
1,600,000円を超え 2,000,000円以下	60,000円	
2,000,000円を超え 2,600,000円以下	65,000円	
2,600,000円を超えるもの	総額の40分の1	
1 口座振替には別途、振込事務手数料（1回につき銀行指定の金額）が発生し、返還者の負担とし、上記の半年賦の額又は月賦の額に振込事務手数料を加算して請求するものとする。		

4 口座振替又は返還払込通知書による納付の振込事務手数料は、奨学生の負担とする。な

お、残高不足により、口座振替が不能となった場合に発生する振込事務手数料についても同様とする。

5 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、当然に期限の利益を失い、貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。

- (1) 奨学金を貸与の目的以外に使用したことが判ったとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正な手段によって貸与を受けたことが判ったとき。
- (3) 貸与を受けた奨学金の返還を怠ったとき。

(奨学金の返還猶予)

第 17 条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当するときは、願出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害により損害を被ったため、返還が困難となったとき。
- (2) 傷い疾病により返還が困難となったとき。
- (3) 大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学するとき。
- (4) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事する とき。
- (5) その他真にやむを得ない理由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、前項第 3 号に該当するときは、その理由の継続中とし、その他 の各号の一に該当するときは、6 年を超えない範囲での必要な期間とする。

3 前項の期間中は、1 年ごとにその理由が継続していることを証明する書類を提出しなければならない。

(返還猶予の願出)

第 18 条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第 19 条 奨学金返還猶予願の提出があったときは、審査決定して、その結果を奨学金の返還猶予を受けようとする者に通知する。

(奨学生であった者の届出)

第 20 条 奨学生であった者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに届け出なければならない。この場合、第 2 号及び第 3 号の規定による届出は、当該連帯保証人と連署するものとする。

- (1) 奨学生であった者の氏名、本籍、住所又は職業その他の重要な事項に変更（新たに就職した場合を含む。）があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更したとき。
- (3) 連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業その他の重要な事項に変更があったとき。

(死亡の届出)

第 21 条 奨学生又は奨学金返還完了前の奨学生であった者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡診断書を添えて死亡届を直ちに提出しなければならない。

第 4 章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第 22 条 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障

害を生じて労働能力を喪失し、奨学金の全部又は一部について返還不能となったときその他特に必要があるとき、かつ、相続人及び連帯保証人が奨学金を返還できない状況にあるときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願出)

第 23 条 前条第 1 項の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生であった者又は相続人は連帯保証人と連署のうえ、次の各号に掲げる書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 死亡によるときは戸籍抄本、精神又は身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失したときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書
- (2) 返還不能の事実を証する書類

(返還免除の決定)

第 24 条 奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定して、その結果を奨学金の返還免除を受けようとする者に通知する。

第 5 章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第 25 条 奨学生を、将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導並びに奨学生の学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

補 則

(実施細目)

第 26 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人大分県奨学会の設立登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 施行日前において、旧大分県奨学会奨学金貸与規程の規定により貸与した奨学金の返還並びに返還猶予及び返還免除については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。